

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 蟹江町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.9%
全職員	63.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	99.2%
本庁課長補佐相当職	97.4%
本庁係長相当職	106.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.6%
31～35年	93.7%
26～30年	89.2%
21～25年	79.8%
16～20年	81.2%
11～15年	81.4%
6～10年	87.6%
1～5年	89.8%

【説明欄】

男女の給与の差異について考えられる理由

・「任期の定めのない常勤職員」：扶養手当の受給者に占める男性の割合が高い。(男性85%、女性15%)

・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」：比較的給与額の低い会計年度任用職員について女性の割合が高い。(男性7%、女性93%)

※ 任期の定めのない常勤職員以外の職員数について、常勤職員の所定勤務時間(38時間45分/週)を参考として職員数を算出した。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。